

再 評 価 調 書

I 事業概要							
事業名	下水道事業						
地区名	衣浦西部流域下水道						
事業箇所	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町						
事業のあらまし	【事業概要】						
		流域下水道 (県)	流域関連公共下水道(市町)				
			半田市	知多市	阿久比町	東浦町	武豊町
	計画概要(全体計画)						
	処理区域面積(ha)	4,765	2,289	195	671	736	875
	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)	122,003	62,606	6,794	12,526	18,487	21,590
	計画処理人口(人)	232,800	117,900	13,400	25,300	35,300	40,900
	事業採択年度	S58	S61	H5	S63	H6	S60
	根拠法令	下水道法、都市計画法					
	その他	昭和57年度都市計画決定					
<p>衣浦西部流域下水道は、半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町の2市3町を対象とした流域下水道である。本事業は、流域関連市町が公共下水道として実施する枝管整備と連携を図りながら、県が根幹的な施設である幹線管渠と処理場を整備するものである。</p> <p>昭和58年度に事業着手し、平成3年度に半田市と武豊町が供用開始後、順次整備を進め平成6年度に阿久比町、平成8年度に知多市、平成9年度の東浦町をもって全市町供用開始したところである。</p> <p>衣浦西部流域下水道における下水道普及率は、平成24年度末は約81.3%である。今後は、全計画区域の供用を目指し、関係市町とともに事業を進めていく。</p>							
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>本事業の実施により、生活排水等を適正に処理し、下水道計画区域内の生活環境の改善と、公共用水域の水質保全を図ることを目標とする。</p>						
計画変更の推移		再々評価時(H15)	再々再評価時(H25)	変動要因の分析			
	事業期間	S58~H38	S58~H44	<p>○事業期間については各市町の整備計画により6年の遅れが見込まれる。</p> <p>○事業費については上位計画の策定により施設計画を見直した結果、事業費が増加した。</p> <p>○計画処理区域については各市町において計画処理区域を見直した。</p>			
	事業費(億円)	656	742				
	経費内訳	工事費	589				675
		用補費	67				67
その他	-	-					
事業内容	<p>全体計画(H5策定)</p> <p>計画処理区域 4,917ha (2市3町)</p> <p>幹線管渠 26km</p> <p>ポンプ場 1箇所</p> <p>処理場 1箇所</p> <p>(処理能力 180,000m<sup>3</sup>/日)</p>	<p>全体計画(H22策定)</p> <p>計画処理区域 4,765ha (2市3町)</p> <p>幹線管渠 26km</p> <p>ポンプ場 1箇所</p> <p>処理場 1箇所</p> <p>(処理能力 122,000m<sup>3</sup>/日)</p>					

II 評価

①事業の必要性の変化

1) 必要性の変化

【再々評価時(H15)の状況】

平成9年度に全市町で供用開始済。衣浦西部流域下水道における平成14年度末での下水道普及率は約59.2%となり、約13.1万人が下水道を使えるようになった。

【再々再評価時(H25)の状況】

平成9年度に全市町で供用開始済。衣浦西部流域下水道における平成24年度末での下水道普及率は約81.3%となり、約19.3万人が下水道を使えるようになった。

【変動要因の分析】

平成24年度末における下水道普及率約81.3%は、全国平均の75.8%、愛知県平均の74.0%と比較すると高い普及率ではあるが、まだ4万人以上の住民が下水道を使用できない状況であるため、今後も引き続き下水道整備が必要である。

判定

B

- A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。
- B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。
- C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。

【理由】

平成3年4月に供用開始した後も順調に整備が進められ、下水道普及率は平成19年度末以降、全国平均を上回ってはいるが、まだ4万人以上の住民が下水道を使用できない状況にあり、継続した下水道整備が必要であるため、事業着手時における必要性と比較しても変化はない。

②事業の進捗状況及び見込み

1) 進捗状況

【計画及び実績】

		H15	~	H24	H25	~	H35	H35以降
工種 区分	調査・設計	←-----→						
	工事							
	管きよ	←-----→						
	処理場	←-----→						
事業費 (億円)	計画	469			318			-
	実績	387			-			-

【進捗状況】

	平成24年度までの計画に対する達成状況		
	計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】
面積(ha)	1,379	1,104	80%
延長(km)	26	26	100%
事業費(億円) 全体	469	387	83%
うち 流域	98	165	168%
うち 流域関連	371	222	60%

	全体進捗状況		
	計画 【③】	実績 【②】	進捗率(%) 【②÷③】
	面積(ha)	4,765	3,283
延長(km)	26	26	100%
	<b>【衣浦西部流域下水道における施工済みの内容】</b> 幹線管渠 26km ポンプ場 1箇所 処理場 1箇所（処理能力 84,600 m <sup>3</sup> /日）		
2) 未着手 又は長期化の理由	市町村の下水道整備費を計画とおり確保できなかった。		
3) 今後の事業進捗の見込み	<b>【阻害要因】</b> 流域関連公共下水道整備を行っている市町の下水道事業費不足。  <b>【今後の見込み】</b> 現在の整備予定では事業完了時期について、6年の遅れが見込まれるものの、他の阻害要因はなく着実に事業進捗が見込まれる。		
判定	B	A：事業は順調であり、計画通り確実な完成が見込まれる。 B：多少の阻害要因があるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。	
		<b>【理由】</b> 流域下水道及び関連公共下水道ともに事業進捗する上で事業費確保以外の阻害要因はない。	

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）の変化

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析の算定基礎となった要因変化の有無】  
 費用対効果算出の基となる「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)」が平成18年に改訂となった。  
 さらに、国土交通省平成23年10月17日付事務連絡において評価年次以前の投資額及び既発現便益について社会的割引率により現在価値に換算するよう通達がなされた。  
 これにより過去の事業費実績額及び既発現便益額が前回評価時に比べ増加することになった。

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区分		再々評価時(H15) (基準年：S58)	再々再評価時(H25) (基準年：H25)	備考
事業費 (億円)	事業費（公共下水道）	871	2,266	マニュアル改訂 ①基準年度の変更（S58→H25）
	維持管理費 "	17	82	
	事業費（流域下水道）	644	1,932	
	維持管理費 "	114	497	
	合計（C）	1,646	4,777	
効果 (億円)	周辺環境の改善	445	5,046	①基準年度の変更（S58→H25）
	居住環境の改善	1,150	2,856	②便益範囲の拡大
	公共用水域の水質保全	321	1,242	③便益単価・耐用年数改訂
	合計（B）	1,916	9,110	残存価値含む
(参考) 算定要因	算定対象期間	昭和58年度～ 平成88年度 (94年間)	昭和58年度～ 平成94年度 (100年間)	面整備完了年次が延伸した事による。
	周辺環境の改善 (水路覆蓋化)	対象水路	対象水路	②便益範囲の拡大
		水路1m～5m	道路側溝及び 水路1m～2m	
		覆蓋	覆蓋	
	居住環境の改善 (浄化槽の設置)	単価：2～5万円/m 耐用年数：30年	単価：5～30万円/m 耐用年数：50年	③便益単価・耐用年数改訂
		浄化槽	浄化槽	③便益単価・耐用年数改訂
単価：40万円/基 耐用年数：15年	単価：30万円/基 耐用年数：26年			
費用対効果分析結果（B/C）		1.16	1.91	

本事業の全体事業に対する費用便益比は1を上回り、事業効果が期待される。

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案) 平成18年11月」に準拠し、費用対効果分析を行う。費用対効果分析については、流域下水道と流域関連公共下水道とを一体的に評価した。

【変動要因の分析】

下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)の改訂に伴い、再評価を行った結果、費用便益比は再々評価時の1.16から、再々再評価時では1.91に上昇した。

<p>2) 貨幣価値化困難な効果の変化</p>	<p><b>【再々評価時(H15)の状況】</b> 貨幣価値化困難な効果には次のものがある。 周辺・居住環境の改善効果 ①良好な景観形成 ②病原性微生物等による人の健康被害の軽減 ③くみ取りまたは汚泥引き抜き作業が無くなることによる快適性の向上 公共用水域の水質保全効果 ④レジャー振興 ⑤身近な河川等の環境的存在価値 その他 ⑥処理水有効利用及び将来利用潜在性の向上 ⑦地域の活性化、過疎化抑制 ⑧地域イメージアップによる人口及び観光客の増加</p> <p><b>【再々再評価時(H25)の状況】</b> 再々評価時(H15)と変化なし。</p> <p><b>【変動要因の分析】</b> 特になし</p>	
<p>判定</p>	<p>A</p>	<p>A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。 B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。</p> <p><b>【理由】</b> 再々再評価時においても十分に事業効果が見込まれる。</p>
<p>III 対応方針（案）</p>		
<p>継続</p>	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。</p>	
<p>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>		
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外 <b>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</b></p> <p><b>【主な評価内容】</b> 総事業費などの費用便益比算出に必要な各項目において、事前と事後での比較を行い、本事業における妥当性の確認を行う。</p>		
<p>V 事業評価監視委員会の意見</p>		
<p>下水道事業（衣浦西部流域下水道）の対応方針（案）〔事業継続〕を了承する。</p>		
<p>VI 対応方針</p>		
<p>事業継続</p>		